

のれんの償却期間に関する一考察 -E 45 のコメントレーター分析を中心に-  
山下奨ゼミナール第3部  
金融学科4年鹿田彩奈

#### 論文の要旨

企業会計基準委員会が公表する企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(ASBJ 2019, 32項)では、のれんの償却期間について「20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって」とされている。この20年以内という期間は1997改訂連結財務諸表原則から基準に盛り込まれるようになった。1997年の改訂を説明している「連結財務諸表原則の見直しに関する意見書」(企業会計審議会1997)に「国際的な動向を勘案して」(二6(2))とある。この「国際的な動向」に着目して、20年以内というのれんの償却期間がどのようなルーツを持つのかを明らかにすることが本論文の目的である。先行研究では、後述するIAS22(1993)の規定を取り上げたものは存在するが、規定以上の詳細は示されていなかった。

日本基準ののれんの最長償却期間20年を含めた基準が国際的な動向を勘案したという根拠から当時の国際的な基準であるIAS22の設定について検討した。7カ国に絞ってボードメンバーの自国の基準を比較したところ、規定提案時にオーストラリアが20年という設定をしていたという足掛かりが見つかったが、1993年改訂IAS22がこれを採用したかは明示されていなかった。コメントレーター分析からも最長償却期間の合理的な説明は発見できなかった。現在の日本の規定に使われている20年という設定の理由は明確でないにも関わらず、当然のものとして受け入れられている。今一度償却期間について再考が必要ではないだろうか。

なお、7カ国以外の国の基準の調査と、唯一20年という規定が設けられていたオーストラリアの当時の基準設定に関する検討は、今後の研究課題としたい。